

65歳以上の  
皆さんへ

## 介護保険料が変わります

介護保険制度は、制度が施行されて以来、高齢者を支える制度として定着しており、3年ごとに介護保険における事業計画を策定して、介護サービスの見込み量やサービスの確保の方法などを具体的に計画することになっています。

昨年度に「第6期小鹿野町総合保健福祉計画」の見直

しを行い、今年度からの3カ年計画である「第7期小鹿野町総合保健福祉計画」を策定いたしました。(計画書は、町ホームページや福祉課窓口で公開しています。)

この事業計画に基づき、平成30年度から32年度の3年間を通じて介護保険が健全に運営できるよう、介護保険料についても改正を行いました。

### ● 基準額が月額5,990円(年額71,880円)になりました

介護保険料は、今後3年間の介護保険に必要なサービス費用の推計額から第1号被保険者(65歳以上の人)の負担割合(23%)に基いて基準額を算定します。その結果、新しい基準額は月額5,990円となりました。



■ 介護保険料段階一覧表(平成30年度～平成32年度) ■

段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	32,340円
第2段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	53,910円
第3段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	53,910円
第4段階	住民税課税世帯で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	64,690円
第5段階	住民税課税世帯で本人は住民税非課税の第4段階以外の人	71,880円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の人	86,250円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満の人	93,440円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の人	107,820円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上の人	122,190円

### ● 保険料の納め方

#### ■ 40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者により算定され納めます。

#### ■ 65歳以上の人(第1号被保険者)

年金が年額18万円以上の方は、原則年金から差し引かれます(特別徴収といえます)。年金が年額18万円未満の方は、送付される納付書で納めます(普通徴収といえます)。

また、年度中に65歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日の月から保険料が発生し、送付される納付書で納めます。

※ 保険料の改正に伴い、特別徴収については、6月支給の年金から保険料を調整させていただき、10月からの急激な保険料増加を防ぐようにいたします。

なお、普通徴収については、7月から年2月までの8回の納付となります。

普通徴収は  
口座振替が便利です

### ● 平成30年度からの介護保険制度のおもな改正

■ 介護保険サービスの自己負担が2割の人のうち、特に所得の高い人は負担割合が3割になります。

【平成30年8月1日施行】

■ 70歳以上の人の高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部変更になります。

【平成30年8月1日施行】

■ 福祉用具貸与の商品ごとの料金に上限額を設定。

【平成30年10月1日施行】

問合せ ● 保健福祉センター・福祉課 ☎75-4103

忘れずに  
納めましょう

## 5月は軽自動車税・自動車税の納期です

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車を所有している人が町税として納める税金です。また、自動車税は普通自動車・大型自動車等を所有している人が県税として納める税金です。

軽自動車税の納付場所は、小鹿野庁舎・会計課、両神庁舎・おもてなし課のほか各金融機関・郵便局・コンビニ

### ● 身体障害者に対する軽自動車税の減免

身体に障害のある人(障害者と同一生計)は、障害の程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

平成30年度の減免を受けようとする人は、納期限(5月31日(木))までに減免申請書を小鹿野庁舎・税務課へ提出してください。減免申請書には個人番号の記入が必要となります。

減免は1人につき1台の自動車に限られていますので、自動車税の減免を受けている人は、軽自動車税の減免は

エンスストアです。5月31日(木)の納期限までに忘れずに納めてください。

※自動車税(県税)につきましては、役場で納めることができませんので、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ ● 埼玉県税務課 ☎048-830-2659

受けられませんのでご注意ください。

なお、減免申請書を提出される人は、添付書類が必要になりますので、不明な点がありましたら、税務課軽自動車税担当までご連絡ください。

問合せ ● 小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4125

※自動車税等の減免については、秩父県税事務所(☎23-2121)へご連絡ください。

## 平成30年度 町県民税所得・課税(非課税)証明書の交付開始日

平成30年度の町県民税 所得・課税(非課税)証明書は6月1日(金)から交付します。

本人と同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

問合せ ● 小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4125

## 木質バイオマスストーブ等設置費助成を実施します

町では町民の皆さん等が、木質バイオマスストーブ又は木質バイオマスボイラー(以下、「木質バイオマスストーブ等」という。)を設置する場合、予算の範囲内においてその経費の一部を助成します。

この事業は、木質バイオマスエネルギーの利活用を推進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、林業及び木材産業の活性化に寄与することを目的とします。

設置を検討している人は、ぜひご活用ください。

#### 補助対象者

次に掲げる全ての要件を満たす人

①町内に住所を有する人又は有することとなる人、町内に事業所を有する事業者で薪ストーブ等を自ら居住する町内の住宅又は事業所(店舗及び併用住宅を含む。)に設置する人

②町税等の滞納がないこと(個人設置の場合は、世帯員全員)

③町で実施している他の補助制度を受けていないこと

#### 補助対象設備

対象となる木質バイオマスストーブ等は、以下の要件を満たすものです。

- ①購入及び設置に要する経費が3万円以上であること
- ②中古品、自作品、リース品でなく、未使用品であるもの
- ③建築基準法等関連法規に基づいて設置されるもの
- ④排気ダクトを備え付けた固定式のもの

#### 補助対象経費

木質バイオマスストーブ等の本体、煙突及び付属品の購入及び取付工事並びに窓枠工事に係る経費(消費税及び地方消費税を除く。)であること

#### 補助金の額

補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。(千円未満の端数切り捨て)

#### 申請方法

申請書を両神庁舎・産業振興課に提出してください。5月10日(木)から定数(10件)に達するまで受け付けます。申請書の様式は、産業振興課にあります。(町ホームページからダウンロードもできます。)

※工事等着工前に必ず申請してください。申請は本人又はその家族に限ります。

問合せ ● 両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101